次期京都市環境基本計画の 策定について

答 申 (**案**)

令和7年11月 京都市環境審議会

目 次

I	はじめに		1
П	京都市環	環境基本計画について ······	3
Ш	京都市が	5目指す将来像	4
IV	施策体系	ξ	9
V	計画の推	£進 ······	1 4
VI	おわりに		1 5
(参考資料編)			
参考	音 資料 1	諮問書 (写し)	••
参考	考資料 2	京都市環境審議会委員名簿	••
参考	音資料 3	環境基本計画策定検討部会委員名簿	••
参考	音資料 4	京都市環境審議会・環境基本計画改定検討部会開催経過	••
参考	音資料 5	京都市地球温暖化対策計画中間見直し	••
		地球温暖化対策推進委員会名簿·開催経過	••
参考	育資料 6	京都市生物多様性プラン中間見直し	••
		生物多樣性保全検討部会名簿·開催経過 ······	••
参考	き資料 7	京都市環境基本条例(抄)	••

I はじめに

京都市環境審議会(以下「審議会」という。)は、令和6(2024)年9月4日に京都市長から「京都市環境基本計画の改定」についての諮問を受け、審議会の下に「環境基本計画策定検討部会」(以下「検討部会」という。)を設置し、現行の京都市環境基本計画(以下「現行計画」という。)に代わる、新たな京都市環境基本計画(以下「次期計画」という。)について、今日まで、審議会を3回、検討部会を5回開催し、活発な審議を進めてきた。

現行計画は平成28 (2016) 年3月に策定され、計画期間の半ばに中間見直しが行われ、持続可能な開発目標 (SDGs) との関係を明確にするなどの一部改定を令和3 (2021) 年3月に行っている。

現行計画下において、京都市では、ピーク時からのごみの半減の達成や、エネルギー消費量の3割削減といった成果をあげているが、温室効果ガス排出量削減ペースの 鈍化に対応した更なる取組、プラスチックごみ対策をはじめとした資源循環の一層の 推進、生物多様性に係る認知・行動変容の促進などが求められている。

また、国内外の社会情勢としては、中間見直しを行った令和3(2021)年3月から見ても、これから国全体で本格化する人口減少社会、環境分野については、国の環境基本計画で掲げられているウェルビーイングといった新しい視点のほか、世界的に増加傾向にある観光に伴う課題やプラスチック問題などへの対応が求められており、脱炭素では、2050年ネット・ゼロに向けた国の中長期的な温室効果ガス削減目標の設定、生物多様性では、ネイチャーポジティブや30by30といった世界的目標、資源循環では、サーキュラーエコノミーといった新たな潮流への対応が求められている。

このような現行計画の課題や時代の要請を踏まえ、次期計画においては、環境行政 のマスタープランとして、地球温暖化対策、生物多様性、循環型社会などの一体的推 進に加え、京都市の今後の四半世紀を展望する「京都基本構想」も取り入れた将来像 を設定のうえ、環境だけでなく、健康・福祉、教育、働きがい・経済成長、まちづくりなど関連しあう 17 の目標を達成し、持続可能な社会を構築していくという SDGs の考えを再認識し、環境・経済・社会の統合的課題解決に向け、環境分野にとらわれることのない多様な分野と連携しながら総合的に進めていく、今後の環境行政の方針を示す必要がある。

京都市環境基本条例では、その前文において、すべての人は、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っていることを述べている。健全で恵み豊かな環境の享受はウェルビーイングにも関わるものであり、その元になる環境を保全し、将来の世代に継承していくためには、すべての人が積極的に環境保全について学び、理解したうえで、環境に配慮した行動を実践することが求められる。

一方、環境に配慮した行動が積極的に実践されるためには、その元となる計画の立案と決定、施策の実施とその評価の全段階で市民と行政とがともに責任ある主体として協力し合っていくといった「参加」が大事であり、京都市には京都市環境基本条例第4条の「本市の責務」に掲げられる、「環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に関する活動への事業者及び市民の参加及び協力を促進し、その意見を適切に反映する責務」を果たすことが改めて求められる。

次期計画においては、こうした観点を踏まえ、市民や事業者、さらには仕事や通学などで京都市に通う方や、世界各地から京都を訪れる観光客などの滞在者も含んだ、より多くの京都市に関わる様々な立場の人が、一人ひとり環境問題に取り組む必要性を理解し、前向きな気持ちで、また、協働して環境保全に取り組んでいただくことにより、ウェルビーイングの向上とともに、環境への負荷の少ない、持続可能な都市の実現を計画的に進めていただきたいとの願いの下、本答申をまとめたものである。

Ⅱ 京都市環境基本計画について

1 基本理念

京都市環境基本条例の前文及び基本理念をもとにした現行計画の基本理念を踏襲しつつ、顕在化する気候変動の影響にも言及し、加えて条例に責務が定められる主体である滞在者のことも踏まえられたい。

【基本理念】※次期計画への記載イメージ

私たち人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきました。しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、私たちの身近な環境において、地球温暖化に伴う猛暑など気候変動の影響の深刻化、生態系の破壊など、様々な影響が現れてきています。

すべての人は、"健全で恵み豊かな環境"を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。

本市は、このような認識の下に、市民、事業者、滞在者及び本市がそれぞれの立場で、又は協働して環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを目的として、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定しています。

2 基本的事項

(1)計画の目的・位置づけ

京都市環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標 及び個別の分野の施策の大綱などを示す環境行政のマスタープランとして策定す るものである。

そのため、次期計画策定に当たっては、今後議会の審議を経て今年度策定される る見通しである「京都基本構想」の下に位置づけられる分野別計画として同構想 と理念を共有するとともに、環境分野の個別計画の上位計画として、長期的な目標となる「目指す環境像」、環境行政の方針、総合的に進行管理を行うための環境指標、施策の方向性を示すものとされたい。

計画期間は、持続可能な開発目標(SDGs)の目標年次であり、また、環境分野の個別計画である「京都市地球温暖化対策計画」「京都市生物多様性プラン」及び「京都市循環型社会推進基本計画」(以下「分野別3計画」という。)が目標とする令和12(2030)年度までの5年間とされたい。

計画の推進に当たっては、目指す将来像に向けて長期的視点で進める施策の到 達状況や取組状況について定期的に評価を行ったうえで、適宜、新規の指標及び 目標数値の設定の見直しを行うこととされたい。

(2) 他計画(他分野)との関連

観光や都市計画等、関連する京都市の他計画を掲げ、統合的な取組の必要性を 明示すること。また、具体的にどのように分野連携を図りうるのかのイメージを コラム等で掲載されたい。

皿 京都市が目指す将来像

1 目指す将来像

目指す将来像は、「京都基本構想」及び分野別3計画が展望する2050年をターゲットとし、京都基本構想のめざすまちの一つ「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」を将来像として掲げることにより、ビジョンを共有されたい。その際、「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」は、豊かな自然の恵みへの感謝と敬意を忘れず、その恩恵を未来に引き継ぐことにより成り立つものであることを説明されたい。

さらに、目指す将来像は、以下に示す分野別3計画の目指す長期的な姿が同時に 実現することによって成り立つものであるとともに、ある計画に基づく施策が、別 計画の長期的な姿の実現を妨げるといったトレードオフを最小化し、シナジー(相 乗効果)を発揮させることが本計画の役割であることも掲げられたい。

【分野別3計画が目指す長期的な姿】

○地球温暖化対策計画

自然との共生の中で育んできた生活文化や知恵、新たな技術を融合し、脱炭素が、生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」

○生物多様性プラン

自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」

○循環型社会推進基本計画

モノの生産に必要最小限の資源が循環利用されるくらしや事業活動の下、地球環境への負荷が持続可能なレベルに抑えられ、自然災害や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる、持続可能な循環型社会

2 環境行政の方針

(1)基本方針

以下に示す考えの下、目指す将来像の実現に向け、ごみ収集・適正処理や公害監視等の基幹的業務の維持や、脱炭素、生物多様性、資源循環の関連(シナジー・トレードオフ)を意識した一体的実施はもとより、環境分野にとらわれることのない他分野との連携による、環境・経済・社会の統合的な課題解決に向けて取り組まれたい。また、課題解決に当たって、進展する AI 等の新しい技術の活用も含め、取り組むことを示されたい。

○人口減少社会への対応

2010 年以降日本の人口は減少局面に入り、京都市においても人口は 2015 年から減少に転じている。こうした状況においても環境保全の重要性は変わることはないが、市民の環境に配慮した行動の手段となる公共交通機関や、京都市の環境保全の

基盤を支える業務を持続させていくための長期的な視点での検討を、幅広い世代の 参加、様々な主体の連携により進めていくことがより一層重要となる。

○より一層の分野間連携

脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会、それぞれの課題は互いに関連しあっているため、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会を別々に目指すのではなく、これら課題に取り組む市民や事業者などの実施主体や、施策の対象となる空間に着目して、相乗効果(シナジー)を拡大し、トレードオフを最小化できる施策を展開していくことで、3つの社会が同時に実現される「持続可能な都市」を構築していくことが必要である。

○AI 等の新しい技術の活用

科学技術やイノベーションは環境問題の解決と成長を実現する原動力である。中でも AI は、確定的な解を得るために膨大な量のデータを要する課題に対して、少ない情報の下でも推量して答えを出すことにより解決の道を開くことにつながる。また、情報的手法の深化は、環境問題の解決を重んじる社会的価値観の醸成や市民の行動変容にもつながりうる。目指す将来像の実現に向けては、こうした新しい技術への適応・活用も必要である。

(2)「ひと・しくみづくり」の充実

現行計画にも記すとおり、持続可能な社会をつくるうえで、最大の鍵となるのが 人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、並行して進めている 分野別3計画の中間見直しでも、各分野の課題認識として、意識変革や行動変容の 必要性が指摘されている。

一方、そうした意識変革と行動変容には、それを要請する計画の立案と決定、取 組の実施とその評価を通じて市民と行政とがともに責任ある主体として協力し合っ ていくという「参加」の仕組みづくりが大事である。

そこで、環境行政の方針には、「(1) 基本方針」と併せて、市民だけでなく、仕

事や通学などで京都市に通う人や世界各地から京都を訪れる観光客などの滞在者、 市内の大多数を占める中小企業も含めた事業者を対象にした分野横断的な「ひと・ しくみづくり」の充実について、「参加」の視点も含めて掲げ、将来に向けた良好 な環境の創出と共に、ウェルビーイング向上につなげられたい。

〇 市民、事業者、滞在者、京都市の役割

また、目指す将来像の実現に向けて、次期計画を進めていくに当たっては、京都市環境基本条例に示すとおり、京都市だけでなく、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの立場において環境の保全に取り組むことが必要であることから、条例に掲げる市民、事業者、滞在者及び京都市の責務について、以下の観点から、具体的に明示されたい。さらに、それぞれの主体の取組が促進されるよう、具体的行動の明確化や動機づけのための主体別指針を、他計画とも連携のうえ作成することを示されたい。

【各主体の役割】

○市民

日々の暮らしの中での環境に配慮した行動・ライフスタイルに取り組むとと もに、自然環境に配慮した暮らしを営む。また、環境問題についての関心・理 解を深め、環境保全活動への参加などの行動(体験等)を実践する。

○事業者

事業活動に伴う環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、自然環境に配慮した事業活動を行う。また、それら事業活動によって企業価値の向上や、継承発展につなげる。

○滯在者(入洛者)

京都に訪れる前に京都における環境に配慮した行動を学ぶとともに、訪れた際には、公共交通の利用や環境負荷の低減につながるサービスの選択など、環境に配慮した行動を行うほか、環境保全活動に参加する。また、地元での実践

に取り組む。

○京都市

各主体の行動の促進に向け、具体的な行動やその効果を発信し、環境教育の しくみづくりを進めていく。また、環境の保全に関する施策の策定及び実施に 当たっては、環境の保全に関する活動への事業者及び市民の参加及び協力を促 進し、その意見を適切に反映する。

3 環境指標

計画の進行状況の点検・評価を行うための指標として、市民の実感度を把握して 評価を行う「主観的指標」のほか、施策・取組の状況を客観的な数値により把握し て評価を行う「客観的指標」(各分野の令和12(2030)年度目標値)を「環境指 標」として設定し、主観・客観の両面から総合的な評価を行われたい。

また、主観的指標については、ウェルビーイングの向上という視点も意識し、 市民の環境についての実感や行動の側面について 2050 年を見据えた長期的視点で 把握する分野横断指標を追加で設定されたい。その際、ウェルビーイングは、環 境分野にとって重要な要素であり、本人の幸せだけでなく、他者や場の幸せも含 み、現時点だけでなく、次の世代にとっての幸福や課題解決にもつながるものと いう認識の下、次のように設定することが望ましい。

ただし、ウェルビーイングの主観的指標は開発途上であることから、各種の取組を参考に、次期計画策定までに内容を精査すること。また、計画期間内でも適宜見直しを図ることとされたい。

【新たな主観的指標】

- ○目指す将来像に掲げる「自然」とその恵みの実感
 - あなたは、京都の身近な自然環境が守られ、 受け継がれていると感じますか。
 - ・あなたには、日々の暮らしや余暇の中で自然を感じる機会がありますか。
- ○将来・次の世代に向けた取組

- ・あなたは、喫緊の環境問題に対して、 将来世代のことも考えた環境の取組が進んでいると感じますか。
- ○楽しみ・前向き (本人の幸せと行動)
 - ・あなたには、楽しみながら前向きに取り組んでいる「環境によいこと」が ありますか。
- ○他者や場のあり方(事業者・滞在者)
 - ・あなたは、京都が環境を考えた経営・取組を行う企業を評価するまちに なっていると感じますか。
 - ・あなたは、京都に来る観光客が、京都の環境を良くすることに貢献したり、 京都の環境の魅力を高めるための役割を担っていると感じますか。

なお、客観的指標については、各分野の代表的な指標を設定し、市民にとって、より分かりやすいものとすべきである。

Ⅳ 施策体系

目指す将来像の実現に向けて、ごみの収集・適正処理や公害監視等の京都市による 基幹的業務はもとより、市民・事業者等、各主体が協働して環境保全に取り組むにあ たり、京都市の環境保全の枠組みとして、現行計画の「脱炭素社会」「自然共生社 会」「循環型社会」の3分野の枠組みを踏襲するとともに、すべての環境分野を支え る横断的な「ひと・しくみづくり」を掲げられたい。

なお、各環境分野における具体的な取組については、各個別計画において示されることから、施策体系では、2050年の目指す将来像の実現に向け、2030年までに短期的・重点的に取り組む施策の方向性について、各個別計画の中間見直しを踏まえた骨子のみを記述することにより、市民に分かりやすく施策の大綱を示されたい。

また、分野連携による課題の同時解決を進めるため、市民や事業者などの実施主体や空間に着目して、相乗効果(シナジー)を拡大し、トレードオフを最小化していく取組が必要である。そこで、分野間のつながりを意識して取り組んでいくこと、環境の機能をそれぞれの空間の特性を活かして高めていくことを「ひと・しくみづくり」の取組に含められたい。

1 脱炭素社会

「脱炭素社会」の実現に向け、京都市では、自然との共生の中で育んできた生活 文化や知恵、新たな技術を融合し、脱炭素が生活の質の向上、持続可能な経済発展 と共に実現されている「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」を目指している。

気候変動による影響が顕在化・深刻化し、市民・事業者などあらゆる主体にとって地球温暖化対策が喫緊の課題となっている状況下において、「京都市地球温暖化対策計画」前期では、様々な対策を進めてきたところ、温室効果ガス排出量は着実に削減が進んでいるが、近年削減ペースが鈍化傾向にあり、令和 12 (2030) 年度の削減目標の達成に向け、対策の更なる強化が必要となっている。

こうした状況や社会情勢の変化等を踏まえ、長期的な方向性として、2050年の京都が目指す社会像の基本的考え方は継承しつつ、温室効果ガスの削減を進めていく経路を示すとともに、中間見直しを経た令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量削減目標を着実に達成するため、取組の強化や新たな取組にも着手し、一層の削減を図っていくこととされたい。

2 自然共生社会

「自然共生社会」の実現に向け、京都市では自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承されるよう、大気、水、土壌などを良好な状態に保持・保全し、市民が安心して暮らすことができる安心・安全な環境を確保したうえで、生物多様性豊かな自然環境と調和した文化や暮らしが広がる、うるおいと安らぎのある快適なまちを目指している。

その中心となる「京都市生物多様性プラン」の計画期間前半では、京都らしさを 支える生きものの保全、再生などに取り組む団体等を認定する制度の拡充やきょう と生物多様性センターの設置、きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度の創 設など、活動を支援する基盤整備や実践の機会の創出を推進し、「積極的に活動して いる人」の掘起こしや後押しが進んだ結果、全体として「自然共生社会」の実現に向けて着実に進捗した。

一方、小規模・少数の実践活動の成果は見られるものの、市民・事業者等の認知 度の向上や行動変容の全市的な広がりに欠けている。

以上を踏まえ、長期的な方向性は継承しつつ、その下での基本施策としては「安心・安全な生活環境の保全」、「自然環境と調和した文化や暮らしが広がる京都人らしい快適生活の確保」を掲げ着実に進めるとともに、「生物多様性豊かな自然環境の持続可能な利用と保全」については、認知・行動変容の促進を充実することとされたい。

3 循環型社会

循環型社会の構築に向け、京都市では「京都市循環型社会推進基本計画」(以下、「循環計画」という。)を中心として取組を進めている。循環計画については、京都市廃棄物減量等推進審議会において中間見直しの審議が行われており、現在、審議中であるが、これまでの進捗状況と今後の方向性については次のとおり。

○ 循環計画に掲げる数値指標の進捗状況

ごみ処理の各プロセスでのごみ量指標(市受入量、ごみ焼却量、市最終処分量) 及び食品ロス排出量は、目標の前倒し達成又は達成目前と大きな成果が出ている。

一方、プラスチックごみ分別実施率再生利用率、廃棄物処理に伴う温室効果ガス 排出量などの個別の指標は、改善しているものの、目標達成に向けて、更なる施策 推進が必要である。

○ 強化すべき施策

現行の循環計画の「基本的な方向性」が示す、2R+リニューアブル、分別・リサイクルの施策を引き続き推進するうえで、資源物回収の強化、生ごみのリサイクル対策、プラスチック・衣類対策強化などが必要である。

次期環境基本計画では、現行の循環計画及びその中間見直しの審議内容を踏まえて、循環計画の「くらしと事業計画における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジ」「質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進」「自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靭な適正処理体制の構築」を踏まえたものとされたい。

4 環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり

持続可能な社会をつくるうえで、最大の鍵となるのが人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境とのつながりや、環境保全についての理解を深めるための環境教育・学習を、ライフステージに応じて系統的かつ統合的に推進するとともに、各主体が個々に、又は協働により取り組む環境保全活動を広めていく必要がある。

そのため、環境保全活動を主体的に進めることのできる「ひとづくり」、各主体が 自らの意思により個々で、あるいは協働して環境保全活動に取り組むことができる 「しくみづくり」を掲げられたい。

基本施策としては、「環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成」を現行計画に引き続き掲げるとともに、主に個々の市民・事業者の行動側面に着目した充実策として「各主体の行動と効果の明確化」「行動につながるインセンティブ」のほか、協働取組を進めるための「環境を考えた社会経済のしくみづくり」、「情報コミュニケーションの促進」を掲げられたい。

「各主体の行動と効果の明確化」においては、現行計画の環境配慮指針が抽象的な内容であるため、市民、中小事業者も含む事業者、滞在者それぞれの具体的行動と効果を分野横断的に掲げる主体別指針を作成することを示されたい。

「行動につながるインセンティブ」においては、市民であれば楽しみながら、事業者であれば事業発展につながるなど、前向きに取り組んでいただくためのインセ

ンティブや効果の実感を意識した取組を進めていく必要があることを示されたい。

「環境を考えた社会経済のしくみづくり」としては、サーキュラーエコノミーを はじめ、エシカル消費、地産地消など、消費生活や経済活動を通じた環境保全の仕 組みや、環境影響評価など、環境機能が損なわれること回避・低減や環境機能の回 復・創造につなげる仕組みを進めていくことを示されたい。

「情報コミュニケーションの促進」においては、環境問題に取り組む必要性や、 取組の効果、動機づけとなる情報を行政から発信して、市民・事業者が受け取ると いうことはもとより、各主体による情報発信を進めるとともに、その内容を行政も 含めやり取りをしていく仕組みづくりを「参加」の観点を含め示されたい。

○ 相乗 (シナジー)・相克 (トレードオフ) を意識した取組

分野連携による課題の同時解決に向け、シナジーを意識した取組については、分野横断的行動を掲げる主体別指針の作成を速やかに行い、これを柱として取組を進められたい。

例えば、地球温暖化対策や地域の生物多様性の保全につながる地産地消と、資源の有効利用とごみの減量につながる食品ロス削減は、取り組みやすい「食」という行動を通じて様々な環境課題を認知できることから、市民がこうした行動をもれなく実践することが、シナジー効果を生みうる。

また、トレードオフについては、例えば、二酸化炭素吸収源としては針葉樹林の 方が効率が良く、木材生産にも資するが、生物多様性の観点では、多様な樹種構成 による森林が望まれる場合があるといった例にみられるように、環境機能の要素 (脱炭素・生物多様性・環境学習…) 間のトレードオフが生じる可能性がある。

そのため、それぞれのエリアに応じた環境機能の向上を図る仕組みづくりを目指して、土地の利用の種類(森林・農地・公園・水辺…)ごとに環境分野別の機能を明確にし、可能な限りトレードオフを回避し、各エリアの環境機能を向上させていくことを検討されたい。

V 計画の推進

1 計画推進の基本的な考え方

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るためには、2050 年を見据えた目標や施策の到達状況や取組状況を定期的に把握したうえで評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要である。

このことを踏まえ、次期計画の進行管理は、引き続き、環境マネジメントの考え 方に基づき、PDCAサイクルを活用して実施されたい。

2 計画の推進体制

京都市において、毎年、環境指標により計画の進行状況を把握し、点検・評価を 行ったうえで、当審議会から、今後の計画推進のための意見・提言を受けられると ともに、その意見や提言及びこれらに対する京都市の考え方を取りまとめられた 後、その内容を京都市環境基本条例第8条に基づく年次報告書やホームページなど で公表されたい。

3 計画の進行管理

(1) 進行状況の点検・評価

環境指標について、市民へのアンケート調査や最新の数値をもって、計画の進行 状況の点検・評価を行われたい。

(2) 点検・評価結果を受けての見直し

計画の進行状況・評価結果及び当審議会からの意見・提言等を踏まえ、関係部局等における新たな事業の実施、既存事業の見直し又は個別具体的な対策や措置の改善等の検討を行われたい。

また、環境指標に関しては、計画の進行状況の的確な点検・評価を行うという目的のため、計画策定後においても、適宜、新規の環境指標の採用、目標数値の新規設定や修正といった見直しを行われたい。

(3)参加について

意識変革と行動変容には、計画の立案と決定、取組の実施とその評価を通じて市 民と行政とがともに責任ある主体として協力し合っていくという「参加」の仕組み づくりが大事である。

次期計画の推進においても、そうした政策過程の透明性を向上させるとともに、 政策の目的、内容、効果等をわかりやすく説明し、意見や提案について誠実に応答 するとともに、それらの内容を適切に反映させるようにされたい。

Ⅵ おわりに

審議会では次期計画の策定に当たっての審議を行い、京都基本構想が展望する 2050 年を念頭に置きつつ、持続可能な開発目標 (SDGs) の目標年次であり、分野別 3 計画 が目標とする令和 12 (2030) 年度までに取り組むべき方向性について、環境行政の方針及び新たな環境指標の考え方を示した。

本答申で述べたように、環境行政の方針の策定・実施に当たっては、脱炭素、生物 多様性、資源循環の関連(シナジーとトレードオフ)を意識した一体的実施や、他分野との連携による、環境・経済・社会の統合的な課題解決に向けて、進展する AI ・テクノロジーの活用も含め取り組まれたい。あわせて、分野横断的取組を進める「ひと・しくみづくり」の充実を図られたい。

また、環境指標については、ウェルビーイングの向上も意識し、市民の環境についての実感や行動の側面について長期的視点で把握する分野横断指標を、主観的指標として新たに示されたい。そして、主観的指標と客観的指標の相互関係を意識しつつ客観的指標の改善を図ることで、京都基本構想と共有する将来像「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」の実現に近づける施策を進められたい。

今回、次期計画の策定過程において、現在から将来にかけての環境について考える ワークショップを開催するとともに、大学生、高校生といった将来を担う世代と市長 との対談など参加の機会が設けられた。このような機会は大変重要である。また、そ こでの意見のうち、課題があって計画に取り入れられないものも、環境問題の解決策 追求のためには貴重なものであることから、これを材料として、一緒になって課題を 解決しようとする方々と継続的に検討を進められたい。

すべての人が、健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、その環境を保全し、将来の世代に継承していくことで、持続可能な社会を実現されるよう、京都市においては、本答申を踏まえ、目指す将来像の実現に向けた、京都らしい環境基本計画が取りまとめられることを期待する。